

ルーマニアの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

ルーマニア（ルーマニア語では「România」）は、東欧の共和制国家である²。ルーマニアの国土の東は黒海に面しており、南はドナウ川を挟んでブルガリア、南西はセルビア、北西はハンガリー、北はウクライナ、北東はモルドバと隣接している。首都はブカレスト、公用語はロマンス諸語に属するルーマニア語である³。

現在のルーマニアの領土となっている地域には、かつてローマ帝国が侵攻し、属州ダキアとなった。現在の「ルーマニア」という国名は、「ローマ人の土地」を意味する。

中世にはワラキア、モルダヴィア、トランシルヴァニアの3公国が成立したが、その後は約300年間にわたり、オスマン帝国の支配を受けた。1859年にワラキア及びモルダヴィアが合同してできたルーマニア公国は1877年に独立を宣言し、1881年にルーマニア王国を成立させた。第一次世界大戦でトランシルヴァニアを併合し、1918年には大ルーマニア王国が成立した。第二次世界大戦では当初は枢軸国側についたが、1944年8月以降は連合国側についた。

戦後はソ連の影響により、1947年に王制を廃止して「ルーマニア人民共和国」が成立し、1965年には「ルーマニア社会主義共和国」と改称された。以降、チャウシェスク独裁体制が敷かれたが、外交的には、西側諸国との結び付きを強め、1968年の「プラハの春」の際にはワルシャワ条約軍のチェコへの軍事介入に参加しない等、ソ連とは一線を画す自主外交路線を採った。ちなみに、チャウシェスク政権時代には、国力増強のための人口増加政策が推し進められた⁴ため、ルーマニアの人口は急増した。しかし、貧しさのため子供を育て

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるルーマニアの概要・歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2024年版』（二宮書店、2024年）386～388頁等を参照した。

³ ルーマニア語の表記には、以前はキリル文字が用いられていた。現在のようにラテン文字を使用することが公式に決定したのは、1859年のことであった。倍賞和子著「ルーマニアの言語と文化の生成と発展」（桑野隆ほか編著『ロシア・中欧・バルカン世界のことばと文化』（成文堂、2010年）所収）123～124頁。

⁴ 例えば、①ルーマニア人女性は45歳までに最低でも5人の子供を出産することが強制され、②子供を10人以上出産した女性は「英雄の母」として表彰される、という政策が採られた。片野優ほか著『こんなちがうヨーロッパ各国気質』（草思社、2012年）301頁。

られない親に見捨てられた孤児（「チャウシェスクの落とし子」と呼ばれる）が急増し、大きな社会問題となった。

1989年の東欧民主化の流れはルーマニアにも及び、チャウシェスク独裁体制が崩壊した。国名は「ルーマニア」に改称され、1991年に民主的な新憲法が制定された。

ルーマニアは、2004年3月にはNATOに、2007年1月にはEUに加盟した。EU加盟後、ルーマニアから他のEU諸国への移民が急増して多くの国で社会問題を引き起こしているのとは対照的に、ルーマニアの居住者人口は近年、大幅に減少している。

ルーマニアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。判例は直接的な法源としては認められていないが、事実上、重要な役割を果たしている。

ルーマニアは約300年間にわたるオスマン帝国の支配を脱した後、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、西欧先進国の法制度を参考に近代化が推し進められた。例えば、1864年10月30日に公布されたルーマニア刑法典は、当時のフランス刑法及びプロイセン刑法から大きな影響を受けたものであった⁵。第二次世界大戦後の社会主義体制下のルーマニアは、ソ連法の大きな影響を受けた。そして最近では、EU法の影響を強く受けるようになっている。

II 知的財産法全般

1 国内レベルと欧州レベルの二重構造

ルーマニアはEUに加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、ルーマニア国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、ルーマニア国内においては、国内法に基づき、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権が保護されている。EUの各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほかに、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。

例えば、商標については欧州連合商標（EUTM）⁶制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。

また、特許については、2023年6月1日より、統一特許裁判所協定（Unified Patent Court Agreement, UPCA）が発効し、欧州単一効特許（Unitary Patent, UP）及び統一特許裁判所（Unified Patent Court, UPC）の運用が開始されている。ルーマニアでも、2024

⁵ 森下忠著『諸外国の汚職防止法制』（成文堂、2013年）359頁。

⁶ 2016年3月23日の欧州連合商標規則の施行までは、「共同体商標」（CTM）という名称であった。

年4月14日にUPCAの批准に関する法律が発効した⁷。これにより、批准書が欧州連合理事会事務総長に寄託されてから4か月目の初日から、UPCAがルーマニアにも適用されることになる⁸。

著作権及び営業秘密に関しては、(EUの指令はあるものの、)あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

本稿では、ルーマニア国内レベルの知的財産法の概要を紹介する⁹。

2 知的財産権に関する国際条約への加盟状況

ルーマニアは、知的財産権に関する多くの国際条約に加盟している。例えば、パリ条約、WIPO設立条約、WTO協定、特許協力条約(PCT)、特許法条約(PLT)、国際特許分類に関するストラスブール協定、欧州特許条約(EPC)、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、商標法に関するシンガポール条約、商標法条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、実演家・レコード製作者及び放送機関の保護に関するローマ条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)等である。

3 知的財産権に関連する政府機関

知的財産権に関連するルーマニアの政府機関は、ルーマニア発明商標庁(OSIM)¹⁰及びルーマニア著作権庁(ORDA)¹¹である。いずれの機関も首都ブカレストにあり、OSIMは、特許出願、実用新案出願、意匠出願、商標出願の受理・審査・登録等の業務、ORDAは、著作権登録、著作権紛争の仲裁及び調停に関する業務を行っている。

III 特許

1 概要

⁷ <https://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/7816>

⁸ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=902e150b-98a5-4587-865e-34ecb9b57edf>

⁹ 本稿におけるルーマニアの知的財産権関連法令に関する訳語は、原則として、特許庁ウェブサイトに掲載されている和訳に従った。

<https://www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

¹⁰ <https://osim.ro/en/>

¹¹ <https://orda.ro/>

前述した欧州単一効特許ではなく、ルーマニアでの特許権を取得するには、現在のところ、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約（EPC）に基づき欧州特許局（EPO）に対して欧州出願を行い、許可後に、ルーマニア等の希望する国における登録を行うことである。もう1つは、ルーマニア発明商標庁（OSIM）に特許出願を行い特許を取得することである。前者については、本連載の第2回で述べたので、本稿では、主に後者について説明する。

ルーマニアの特許法は、2014年に改正され、ほとんどの点で欧州特許条約（EPC）と調和している。

ルーマニアの特許法によると、特許権は、新規であり、進歩性を有し、産業上の利用が可能な全ての技術分野における発明に付与される。

①発見、科学の理論及び数学的方法、②審美的創作物、③精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動に関する計画、法則又は方法並びにコンピュータ・プログラム、④情報の提示は、発明とはみなされない。また、①公の秩序又は善良の風俗に反することになる発明（人間、動物又は植物の健康又は生命にとって有害である発明及び環境を著しく害するおそれのある発明を含む）、②植物品種及び動物品種並びに植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法（但し、微生物学的方法又はそれによって取得される物を除く）、③種々の形成又は発達段階にある人体をその主題とする発明並びに遺伝子の配列又はその部分配列を含め、人体の構成要素の一つの単なる発見、④手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体に適用される診断方法に対しては、特許は付与されない。

新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願に係る発明が、出願日又は優先日の前に公然知られ、使用され又は世界のいずれかの場所で、公衆に利用可能とされている場合には、新規性は認められない。新規性喪失の例外事由としては、①出願日又は優先日の前6か月以内に、出願人又はその法律上の前主に対する明白な濫用により発明が開示された場合、②出願日又は優先日の前6か月以内に、出願人又はその法律上の前主により、国際的博覧会で発明が開示された場合がある。

2 出願・審査

特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である。2014年従業員発明法によると、会社の従業員による雇用契約期間中の発明について特許を出願する権利は、当該発明が会社の指示に基づく等の一定の要件を満たす場合は、会社に帰属する。

出願言語はルーマニア語である。正当な理由がある場合、外国語で出願することもできるが、出願日から2か月以内にルーマニア語訳を提出しなければならない。

ルーマニア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ルーマニアの代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願書類は、OSIMに提出する。

出願は、出願日又は優先日から18か月後に公開される。出願人からの請求があった場合、OSIMは、調査報告書（特許性に関する見解を含むことがある）を作成し、公開する。調査報告書が特許出願と同時に公開されない場合、調査報告書を後で公開する。

出願人は、出願に係る発明について特許を受けるため、出願日又は優先日から 30 か月以内に、審査請求を行わなければならない。

実体審査においては、特許要件を満たしているか否か等が審査される。

日本の特許庁とルーマニア発明商標庁は、2015 年 7 月 1 日から、特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway, PPH) 試行プログラムを実施している。現在は、「通常型 PPH」(特許庁間の取り決めに基づき、第 1 庁(先行庁)で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第 2 庁(後続庁)において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組み)、「PPH MOTTAINAI」(どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、先に審査が行われた庁の特許可能との審査結果に基づき PPH 申請が可能)、「PCT-PPH」(特定の国際調査機関が作成した見解書や特定の国際予備審査機関が作成した見解書又は国際予備審査報告を利用して PPH 申請が可能)が実施されている¹²。

OSIM は、実体審査の結果、特許要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知を発する。これに対し、出願人は、意見書・補正書を提出することができる。

3 登録

OSIM は、特許要件を満たしていると判断した場合、OSIM 長官による特許証の発行、工業所有権公報における公告、国家特許登録簿への登録を行う。

利害関係人は、特許付与の公告から 6 か月以内に、OSIM に対し、特許の取消を請求することができる。特許取消請求の理由としては、①特許の主題が、特許を受けることができるものでないこと、②特許の主題につき、当該技術の熟練者がそれを実行することができるように明瞭かつ完全には開示されていないこと、③特許の主題が、出願時の特許出願の内容を超えていることが挙げられる。特許取消請求は、それが OSIM に登録されてから 3 か月以内に、OSIM の審判部内にある審判委員会によって処理される。審判委員会の審判に不服がある者は、審判の通知から 30 日以内に、ブカレスト裁判所に審判取消訴訟を提起することができる。

OSIM によって付与された特許に対しては、特許の存続期間の間、ブカレスト裁判所に特許無効訴訟を提起することができる。特許無効訴訟の理由としては、①特許の主題が、特許を受けることができるものでないこと、②特許の主題につき、当該技術の熟練者がそれを実行することができるように明瞭かつ完全には開示されていないこと、③特許の主題が、出願時の特許出願の内容を超えていること、④特許によって付与された保護が拡大されていること、⑤特許権者が特許の付与を受ける権利を有しない者であることが挙げられる。特許無効の効果は、出願日まで遡及する。ブカレスト裁判所の判決に不服がある者は、判決の通知から 30 日以内に、ブカレスト控訴裁判所に上訴することができる。

特許権の存続期間は、出願日から 20 年である。特許権の保護範囲は、クレームにより定

¹² <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>

められる。クレームは、明細書及び図面に基づいて解釈される。

いかなる者も、特許権者の同意を得ずに、①特許の主題が物である場合は、その物を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し、又は使用、販売の申出若しくは販売のために輸入すること、②特許の主題が方法である場合は、その方法を使用すること、及びその方法によって直接取得された物を使用し、販売の申出をし、販売し、又はこれらの目的で輸入することは禁止される。

特許に係る発明が、ルーマニア国内で実施されていないか又は不十分に実施されており、かつ、特許権者がその不実施を正当化することができず、特許権者との間で発明実施の条件等について合意が成立していない場合、ブカレスト裁判所は、利害関係人からの請求に基づき、特許出願日から 4 年又は特許付与日から 3 年のいずれか遅い方の期間が満了した後、特許の強制ライセンスを付与することができる。

IV 実用新案

ルーマニアには、実用新案制度が存在する。以下、特許との相違点を中心に、若干の説明を行う。

実用新案の保護対象は、製品に限られるが、一定の要件を満たすコンピュータ・プログラム製品も含まれる。方法又は手法を主題とする考案や、化学的又は医薬的物質によって構成される生産物を主題とする考案は、実用新案の保護対象には含まれない。

実用新案の要件については、「新規性」と「産業上の利用可能性」が必要であることは特許の場合と同じであるが、「進歩性」の要件が、「単なる専門技術の枠組みを超えていること」という要件に置き換えられている。言い換えると、特許の進歩性の要件を満たさない場合であっても、実用新案の保護対象として認められる可能性がある。

実用新案登録出願の手続においては、「新規性」、「単なる専門技術の枠組みを超えていること」及び「産業上の利用可能性」の要件を満たしているか否かに関する実体審査は行われず、方式的要件を満たしているか否か、実用新案登録出願に係る考案が保護対象に該当するか否か、及び出願の単一性の要件を満たしているか否か等についてのみ、審査が行われる。出願公開も行われない。

一定の場合、特許出願を実用新案出願に変更すること、及び実用新案出願の特許出願に変更することができる。

OSIM によって付与された実用新案に対しては、実用新案の存続期間中、OSIM の審判部内にある審判委員会に実用新案無効請求を提起することができる。実用新案無効請求の理由としては、①実用新案の主題が、実用新案を受けることができるものでないこと、②実用新案の主題につき、当該技術の熟練者がそれを実行することができるように明瞭かつ完全には開示されていないこと、③実用新案の主題が、出願時の実用新案出願の内容を超えていること、④実用新案によって付与された保護が拡大されていること、⑤実用新案権者が実用

新案の登録を受ける権利を有しない者であることが挙げられる。実用新案無効の効果は、出願日まで遡及する。審判委員会の決定に不服がある者は、審判の通知から 30 日以内に、ブカレスト裁判所に審判取消訴訟を提起することができる。ブカレスト裁判所の判決に不服がある者は、判決の通知から 15 日以内に、ブカレスト控訴裁判所に上訴することができる。

実用新案権の存続期間は出願日から 6 年であるが、その後、2 年ごとに 2 回、即ち、合計 10 年まで延長することができる。

V 意匠

1 概要

意匠については、「EU 全体において有効な意匠制度」と、「ルーマニア等の各加盟国においてのみ有効な意匠制度」に分けられる。前者は、「共同体意匠」(Community Designs) と呼ばれるものであり、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に出願して取得する。後者は、「意匠の法的保護に関する指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

ルーマニアの「意匠法」は、共同体意匠に関する共同体意匠規則と調和している。

ルーマニアの意匠法によると、意匠登録は、「意匠」の定義に合致し、「新規性」及び「独自性」がある場合に受けることができる。「意匠」の定義としては、「製品若しくはその一部の平面又は立体の外観であって、製品自体の及び／又はその装飾の主要な要素、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は材料の組合せから生じるもの」とされている。ここに「製品」とは、工業的又は手工業的方法により製造される物品であって、とくに複合製品に組み立てられることを意図された要素、包装、外装、配置、図式記号及び印刷記号を含むが、コンピュータ・プログラムは含まれない。部分意匠は認められていない。

①もっぱら技術的機能によって決定される意匠、②意匠が組み込まれ又は用いられた製品が他方の製品に機械的に接続され又はその周囲又は上に配置されて、双方の製品のいずれもがその機能を発揮することができるように正確な形と寸法で再現される必要のある意匠は、意匠登録を受けることができない。また、公序良俗に反する意匠は、保護を受けることができない。

「新規性」については、意匠が、その登録出願日より前又は優先権が主張されるときは優先日より前に、同一の意匠が公衆の利用に供されていない場合、新規性が認められる。複数の意匠の特徴が、重要でない細部において異なるに過ぎない場合は、同一であるとみなされる。

「独自性」については、意匠が、一定の知識のある利用者を与える全体的な印象が、登録出願日より前又は優先権が主張されるときは優先日より前に公衆の利用に供されているいずれかの意匠が当該利用者を与える印象と異なっている場合、独自性が認められる。独自性を評価する際は、意匠の開発における創作者の自由の度合いが斟酌されなければならない。

2 出願・審査

意匠出願を行うことができるのは、創作者及び承継人である。会社の従業員による雇用契約期間中の創作について意匠登録を受ける権利は、当該創作が会社の指示に基づく等の一定の要件を満たす場合は、会社に帰属する。

OSIM に提出する願書及び説明書はルーマニア語で作成し、意匠の図的表示又は見本を添付しなければならない。これらの提出によって、正規の国内寄託が構成される。証拠として使用される刊行物中の書類は、外国語で提出することもできるが、出願日から 1 か月以内にルーマニア語訳を提出しなければならない。

ルーマニア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ルーマニアの代理人を選任して意匠出願手続を委託しなければならない。

意匠出願は、方式要件の審査を経て、正規の国内寄託日から 4 か月以内に、OSIM の工業所有権公報により公告される。出願人が公開の延期請求を行った場合、出願日又は優先日から 30 か月までの期間、公開が延期される。なお、意匠出願については、実体審査は行われない。

利害関係人は、公告から 2 か月以内に、OSIM に対し、異議申立てを行うことができる。異議申立ての理由としては、①意匠の定義・要件等に関する規定に違反していること、②意匠出願の内容が意匠登録を受けることができるものでないこと、③意匠出願が、著作権法の保護を受ける他人の作品を無許諾で含んでいること等が挙げられる。異議申立てから 3 か月以内に、意匠部委員会が、意匠の実体審査及び異議に対する決定を行い、登録許可又は拒絶の報告書を交付する。

3 登録

公告から 12 か月以内に、意匠審査委員会は、登録許可又は拒絶の決定を行うことができる。意匠審査委員会は、特許要件を満たしていると判断した場合、登録証の発行、工業所有権公報における公告、国家意匠登録簿への登録を行う。

登録許可決定に不服のある者は、決定の通知から 30 日以内に、OSIM に対し、審判請求を行うことができる。審判請求は、申請から 3 か月以内に OSIM 審判部の審判委員会によって審理される。審判委員会の決定は、30 日以内に関係当事者に通知される。当該決定に不服のある者は、通知から 30 日以内にブカレスト裁判所に審判取消訴訟を提起することができる。

意匠権の最初の存続期間は、正規の国内寄託日から 10 年であるが、その後、5 年ごとに 3 回、即ち、合計 25 年まで延長することができる。

意匠登録に対しては、意匠登録の存続期間の間、ブカレスト裁判所に意匠登録無効訴訟を提起することができる。意匠登録無効訴訟の理由としては、①意匠の定義・要件等に関する規定に違反していること、②意匠出願の内容が意匠登録を受けることができるものでない

こと、③意匠出願が、著作権法の保護を受ける他人の作品を無許諾で含んでいること等が挙げられる。

特許無効の効果は、出願日まで遡及する。ブカレスト裁判所の判決に不服がある者は、判決の通知から 30 日以内に、ブカレスト控訴裁判所に上訴することができる。

VI 商標

1 概要

商標についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU 全体において有効な商標制度」と、「ルーマニア等の各加盟国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「欧州連合商標」(EUTM)と呼ばれるものであり、欧州共同体知的財産庁 (EUIPO) に出願して取得する。後者は、「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

ルーマニアの「商標及び地理的表示に関する法律」(以下「商標法」という)は、欧州連合商標 (EUTM)に関する欧州商標規則と完全に調和している。

ルーマニアの商標法によると、「商標」とは、人名を含む語句、意匠、文字、数字、図形要素、立体形状並びに特に商品又はその包装の形状、色彩、色彩の組合せ、ホログラム、音響信号及びこれらのいずれかの組合せ等、図柄で表示することができる標識から構成することができる(これらの標識が一企業の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスから識別できることを条件とする)とされている。ルーマニアでは、団体商標、証明商標も認められる。

商標登録が拒絶され又は取消・無効とされる理由には、「絶対的理由」と「相対的理由」がある。

「絶対的理由」としては、①「商標」の定義に該当しない場合、②識別性を欠く場合、③ありふれた標識又は表示のみをもって構成されている場合、④商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、サービスの提供時期その他の特徴につき、取引において指定するために役立つ標識若しくは表示のみをもって構成されている場合、⑤商品自体の性質から生じる又は技術的結果を得るのに必要である若しくは商品に実質的価値を付与する製品の形状のみをもって構成されている場合、⑥商品又はサービスの原産地、品質又は性質について、公衆を誤解させるおそれのある場合、⑦公序良俗又は道徳に反する場合、⑧ルーマニアにおける著名人の肖像又は姓を含む商標であって、当該著名人の同意が無い場合等が挙げられる。

「相対的理由」としては、①商標が、先の商標と同一であって、登録出願の又は商標の登録対象である商品及びサービスが、先の商標の保護の対象である商品及びサービスと同一である場合、②先の商標との同一性又は類似性のために、かつ両商標の対象である商品又はサービスの同一性又は類似性のために、公衆における先の商標との混同又は連想のおそれ

がある場合、③商標が、ルーマニアにおいて登録された先の商標と同一又は類似であり、先の商標の登録対象である商品及びサービスと類似しない商品及びサービスについて登録を意図されている又は既に登録された場合であって、先の商標がルーマニアにおいて名声を有しており、後の商標の使用によって先の商標の識別性又は名声からの不公正な利益が得られる又はそのような使用が先の商標の識別性又は名声を妨げるはずである場合、④無登録商標又は商業活動で使用された別の標識から生じた権利が、後の商標の登録出願日より前に又は後の商標の登録出願によって主張される優先日より前に取得された場合であって、その無登録商標又は使用された標識が、その所有者に後の商標の使用を禁止する権利を与える場合、⑤商標と、外国で使用されかつそこでの使用が継続される商標との間に、混同のおそれがある場合であって、出願が出願人によって悪意でなされた場合等が挙げられる。

2 出願・審査

ルーマニアは、先願主義、一出願多区分制を採用している。

出願言語はルーマニア語である。ルーマニア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ルーマニアの代理人を選任して商標出願手続を委託しなければならない。出願書類は、OSIM に提出する。

OSIM への商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。実体審査は、絶対的理由のみについて行われ、相対的理由については行われない。商標出願は、全件実体審査の対象となるため、出願審査請求制度は採用されていない。

出願日を付与された商標出願は、出願日から 7 日以内に電子公告される。

公告日から 2 か月以内に、利害関係人は、絶対的理由及び／又は相対的理由により、異議申立てを行うことができる。異議申立てについては、OSIM の商標及び地理的表示部内の審判部が審理を行い、異議申立ての認容又は却下を通知する。

OSIM は、公告日から 6 か月以内に、実体審査を実施し、全体的又は部分的に商標登録を認容するか又は登録を拒絶するかについて決定を行う。

出願が商標登録条件を満たさない場合、OSIM は、出願人にその旨を通知し、出願人が自己の意見を提出するか又はその出願を取り下げられるかを検討するための 3 か月の期間（さらに 3 か月の延長可）を与える。期間の満了により、OSIM は、商標登録、出願拒絶又は出願取下通知のいずれかを決定する。

3 登録

OSIM は、審査の結果、出願が法律に規定された条件を満たしていると判断した場合、商標登録を決定し、登録決定日から 2 か月以内に、商標登録証の発行、工業所有権公報における公告、国家商標登録簿への登録を行う。

商標権の存続期間は、出願日から 10 年であり（商標登録されると、出願日に遡及して有効となる）、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。存続期間を更新するには、存

続期間の最後の 3 か月の間に更新登録出願を行わなければならない。

商標出願時及び登録更新時に、商標を使用している必要はない。

商標登録後継続して 5 年以上登録商標を使用していない場合、正当な理由がない限り、申立により、当該登録商標を取り消されることがある。

なお、ルーマニアの商標法は、2022 年 12 月 13 日に改正された (2023 年 1 月 14 日施行)。従来、商標の取消・無効手続は裁判所だけが管轄していたが、改正後、利害関係人は、商標の取消・無効手続を、OSIM 又はブカレスト裁判所のいずれかを選択して請求・提起することができるようになった。OSIM の決定に不服のある者は、30 日以内に、ブカレスト裁判所に提訴することができる。ブカレスト裁判所の判決に不服のある者は、さらに、ブカレスト控訴裁判所に上訴することができる¹³。

VII 著作権

EU には、EU レベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。ルーマニアにおける著作権の保護は、ルーマニアの国内法に委ねられているが、EU 加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後 70 年と定めている。

ルーマニアの「著作権及び著作隣接権に関する法律」(以下「著作権法」という)は、ベルヌ条約と調和している。

ルーマニアの著作権法によると、著作権は、著作物の創作により発生し、当該著作物の著作者に帰属するものとされ、政府機関への登録等の手続を要しない。

著作権の保護期間は状況によって異なるが、一般的に、著作者の生存期間及びその死後 70 年間とされている。著作者の死後は、著作者の相続人が著作権を行使する。

著作権の保護対象となる著作物は、文学、科学及び芸術の作品であり、これには、文学、公共の言論、コンピュータ・プログラム及び関連文書、演劇、ゲーム、映像、絵画・図画、写真、地図、建築、データベース等がふくまれる。著作権の保護対象に含まれないものとしては、アイデア、理論、概念、発見及び発明、政治的・立法的・行政的又は司法的性質を有する公式文書及びその公式翻訳、国・公的機関の公式シンボル(紋章、印章、旗、紋章、盾、バッジ及び勲章等)、ニュース及び報道情報、単純な事実及びデータ等がある。

著作権は、大きく、著作者人格権及び財産権に分けられる。著作者人格権は、氏名表示権、同一性保持権、公表権等を内容とするものであり、譲渡することができない。これに対し、財産権たる著作権は、複製権、頒布権、実演・口述権、伝送権等を内容とするものであり、著作者が、一定の要件の下、譲渡することができる。

著作権法は、著作物の創作により発生する著作権を保護するだけでなく、著作物の創作と

¹³ <https://www.petosevic.com/resources/news/2022/12/4716>

は関係の無い実演家等の著作隣接権も保護している。

Ⅷ 営業秘密

2019年、ルーマニアは、「公開されていないノウハウ及びビジネス情報の保護に関するEU指令2016/943」を遵守するため、政府緊急令を制定・公布した。政府緊急令が制定・公布される前は、営業秘密やノウハウは、不正競争防止法、刑法及び民法によって規律されていた。

不正競争防止法によると、「営業秘密」の要件は、①全体として又はその要素が提示若しくは明示されているものとして、一般に知られておらず、又は当該種類の情報を通常取り扱う者が容易に入手することができないという意味において、秘密であること、②秘密であることによって商業的価値があること、③情報の所有者によって、秘密を保持するための合理的な措置が講じられていることである。

裁判所は、損害を被った当事者の請求により、自己若しくは自己が営業秘密の違法な取得、使用又は開示を行っていることを知り、又は知るべきであった侵害者に対し、①営業秘密の使用又は開示の停止、②侵害品の製造、提供、上市若しくは使用、又はこれらの目的のための侵害品の輸入、輸出若しくは保管の禁止、③侵害品に関する適切な是正措置、④営業秘密の違法な取得、使用又は開示の結果被った実際の損害に相応する損害賠償金の支払のうち、1つ以上を命じることができる。営業秘密の不正取得、不正使用及び不正開示に対する保護を求める権利は、6年で消滅する。この期間は、権利者が侵害者による営業秘密の違法な取得、使用又は開示を知った日又は知るべきであった日から進行する。

また、刑法にも、営業秘密侵害罪の規定が置かれている。これによると、営業秘密を侵害した者には、3か月以上2年以下の懲役刑又は罰金刑が科される¹⁴。

Ⅸ エンフォースメント

ルーマニアにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置がある。

1 民事的手段（民事訴訟）

民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、損害賠償、権利侵害品の差押え、侵害継続防止のための措置等を請求することができる。

ルーマニアの司法裁判所には、地方裁判所、控訴裁判所、破毀・司法高等裁判所等がある¹⁵。上記のうち、地方裁判所は、知的財産権侵害訴訟の第一審管轄権を有する。どの地方

¹⁴ <https://cms.law/en/int/expert-guides/cms-expert-guide-to-trade-secrets/romania>

¹⁵ https://e-justice.europa.eu/content_ordinary_courts-18-ro-maximizeMS-

裁判所に侵害訴訟を提起するかは、被告所在地等により異なる（ちなみに、特許権等の無効訴訟の第一審は、ブカレスト裁判所が専属的に管轄する）。控訴裁判所は控訴事件を管轄する。破毀・司法高等裁判所は、ルーマニアの最高裁判所にあたり、法の適用及び解釈を統一する役割を果たす¹⁶。

知的財産権侵害訴訟の手続は、基本的に、通常の民事訴訟の手続と同じである。ルーマニアの民事訴訟の特徴としては、裁判官が訴訟追行に主導的な役割を果たしていること等が挙げられている¹⁷。ディスカバリーや陪審制は採用されていない。2013年2月15日には、新しいルーマニア民事訴訟法が施行された。2013年改正の主眼は、民事訴訟手続の効率化及び迅速化にある¹⁸。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、侵害行為の停止を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。また、うまくいけば被疑侵害者に対し有罪判決が下され、被疑侵害者に対して刑罰という強い制裁による感銘力を与えることができること、警察・検察の資源を利用でき、知的財産権者が訴訟費用を負担する必要はないため、費用対効果に優れていること、民事的手段をとるための証拠保全に役立つ可能性もあることというメリットがあるといえる。しかし、ルーマニアにおける実務運用上、どの程度の効果があるかについて、事案ごとに検討する必要がある。

ルーマニアの刑事訴訟は、警察による捜査から始まり、被疑侵害者の行為が犯罪の定義に含まれるかどうかを確認することを目的とする。商標権等の侵害行為は、商標法及び不正競争防止法により、刑事犯罪として規定されている。捜査が行われると、警察は検察官にファイルを送る。検察官が刑事犯罪の条件を満たすと判断した場合、事件は裁判所の刑事部に送られる。但し、実際には、ほとんどの場合、検察官は刑事犯罪の条件を満たしていないと判断し、刑事告訴は裁判所に送られることなく終了する。このように、一般的には、ルーマニアでは、ほとんどの場合、検察官は模倣行為が公衆に対する脅威にはならないと判断するため、権利者は刑事告訴を避ける傾向にあるといわれている¹⁹。

3 税関の水際措置

ルーマニアは、セルビア、ウクライナ、モルドバという EU 非加盟国と陸地の国境を接し

[en.do?member=1](#)

¹⁶ 『Investment in Romania 2014』（2014年、KPMG）102頁。

¹⁷ 『Doing Business in Romania 9th Edition 2012』（2012年、Muşat & Asociații）260頁。

¹⁸ 『Investment in Romania 2014』（2014年、KPMG）101頁。

¹⁹ <https://www.worldtrademarkreview.com/global-guide/anti-counterfeiting-and-online-brand-enforcement/2021/article/procedures-and-strategies-anti-counterfeiting-romania>

ており、東側は黒海に面している。そのため、密輸のほか、模倣品等の流通を防ぐという意味でも、ルーマニア税関の果たす役割は大きいといえる。

ルーマニア税関は、商標権等の侵害品を差し押さえる権限を有し、ルーマニアの水際取締りを担っている。商標権等の権利者にとっては、税関による水際取締りも有効な手段であるといえる。

ルーマニア税関は、商標権者等の要請に基づいて、又は自らの裁量で、行動することができる。商標権者等の要請は、国内又は EU レベルで税関に提出された申請書に基づいて行われる（后者は、EU レベルの商標又は意匠に限る）。税関は、商品が知的財産権を侵害する可能性があるとする場合、自らの判断で物品を差し押さえることができる。いずれの場合にも、税関は、権利者（又は OSIM に権利者の代理人が登録されている場合は、当該代理人）に差押えの英文通知を送付する（通知は、当該物品の輸入者にも送付される）。通知には、差し押さえた物品に関する基本情報が記載され、当該物品の写真を含む電子メールが添付される。権利者は、実際に税関を訪れて、追加の写真を撮影することもできる。税関の判断による通知を受けた権利者は、3 営業日以内に、税関に要請を提出することができる。税関から送付される典型的な通知には、①実際の又は推定される数量及び商品の性質に関する情報、②荷受人、荷送人、貨物の申告者又は所持人の氏名及び住所、③税関手続き、④差押えられた物品の原産地、出所及び仕向地等が含まれる。ほとんどのケースでは、権利者は当該物品の破棄を要求し、商品の所有者は反対せずに、終了する。もし、商品の所有者が破棄に反対した場合、権利者は 10 営業日以内に民事訴訟提起及び／又は刑事告訴を行わなければならない。権利者は、最初の 10 営業日の期間が満了する前に請求することにより、この期間をさらに 10 営業日延長することができる²⁰。

X おわりに

以上、ルーマニアの知的財産法制度の概要を紹介したが、前述したとおり、ルーマニア国内レベルと EU レベルに分かれており非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、東欧革命により民主主義国家としての道を歩み始めたルーマニアは、2007 年に EU 加盟を実現した。また、世界金融危機及びコロナ禍によりルーマニア経済は大きな影響を受けたが、最近では、安定的に経済成長を果たしている。これらのことから、ルーマニアは、今後、日本企業にとって最重要投資先の一つとなる可能性がある。このようなルーマニアの重要性に鑑みると、今後も、ルーマニアの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要があると思われる。

²⁰ <https://www.worldtrademarkreview.com/global-guide/anti-counterfeiting-and-online-brand-enforcement/2021/article/procedures-and-strategies-anti-counterfeiting-romania>

※ 初出：『特許ニュース No.16155』（経済産業調査会、2024年、原題は「世界の知的財産法 第57回ルーマニア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。